三保飛行場 利用手引き

目次

1.はじめに(趣旨)..... 2

2.飛行場の概要 2

3.利用目的..... 3

4.飛行を伴う利用の場合の航空法等手続きについて 3

5.利用可能日及び時間 3

6.利用手続きの流れ 3

7.利用料金について 5

8.利用の条件・制限事項 5

9.連絡先 5

令和7年6月

1.はじめに（趣旨）

この手引きは、静岡市三保飛行場（以下「飛行場」という。）の利用に関し、管理・運営上必要な事項と、利用手続きの流れを明示し、利用者が円滑に利用できるようにまとめたものです。飛行利用および非飛行利用のいずれの場合でも、事前の申請が必要です。

2.飛行場の概要

名称：静岡市三保飛行場
所在地：静岡市清水区三保 2244 番地先
滑走路：全庁500m （ただし、約200mは砂の堆積により使用不可）
駐機場：約 4,000 ㎡ 利用者は駐車や駐機が可能です
備品保管コンテナ：管理者の備品を保管するもので、利用者の資機材は保管できません

※ 管制機能、事務所、電気・水道等の設備は整備されていません。
※ トイレについては、隣接の三保海浜公園トイレを利用してください。

- 三保飛行場の滑走路は、昭和44年に日本飛行連盟によって整備され、付属する駐機場は、県の海岸堤防拡幅時に整備されました。それぞれ当時整備されたものであり、2025 年 5 月に静岡市が寄付を受けて管理しています。
- 500m の滑走路を有していますが、現在は、近年の台風や海岸浸食などにより、南側一部が砂で埋没しています。また、市では当面の間、可能な範囲での日常管理（年数回の定期的な除草、大きな台風等の後の点検）を行い、利用希望者に活用いただくこととしています。海浜地の特性上、滑走路は砂の飛来や雑草繁茂などがあり、利用日前や当日の気象状況により、当日の滑走路の整備は、利用者にご協力いただく必要がある点に留意ください。
- また、本地区は、文化財保護法に基づく「名勝『三保松原』、静岡県立自然公園条例に基づく『日本平・三保松原県立自然公園』の区域内に位置しており、風光明媚な環境の維持保全に努めている地区である点についても、充分ご留意ください。

3.利用目的

飛行場は、以下の目的で利用できます：

- 静岡市の産業や観光の振興のため
- 防災訓練や救助訓練のため
- 地域振興に資するイベント等の開催

4.飛行を伴う利用の場合の航空法等手続きについて

三保飛行場は、公共海岸区域内に占用により離着陸可能な滑走路を備えた場所ですが、空港法上の空港ではありません。そのため、航空機等（航空法上の航空機、無人航空機、模型航空機等）の飛行を行うには、その機体、内容等に応じて、場外離着陸許可（航空法第 79 条ただし書き）をはじめとする関係法令に基づく手続きが必要となります。

それらの場合は、静岡市に提出する三保飛行場利用承認申請とは別に、利用者において、所要の航空法等手続き、許可を取得し、実施前にその証明を利用承認申請の添付書類として、静岡市へ提出していただくことが必要となります。

また、三保飛行場を利用した飛行は、それらの許可された内容に基づいて行っていただく必要があります。

5.利用可能日及び時間

- 利用可能日：土日祝日及び年末年始（12/29～1/3）以外の平日
- 利用時間　：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
  ※ 利用可能時間以外の利用については、別途ご相談ください。

6.利用手続きの流れ

仮申請　本申請　利用報告

（1）飛行利用の場合

① 静岡市電子申請システムにて仮予約

URL: https://logoform.jp/form/79j2/1023050

② 静岡市 BX 推進課と事前協議

③ 飛行に係る航空局への許認可申請

④ 利用申請書、利用計画書、航空法等許認可の写しを静岡市へ提出
URL：https://logoform.jp/form/79j2/1058220
⑤ 静岡市から「三保飛行場利用承認書」を交付
⑥ 当日は直接飛行場で施設利用
⑦ 利用後、静岡市電子申請システムにて三保飛行場利用報告書を提出
URL: https://logoform.jp/form/79j2/1056199

(2)非飛行利用の場合
① 静岡市電子申請システムにて仮予約
URL: https://logoform.jp/form/79j2/1023050
② 静岡市 BX 推進課と事前協議
③ 利用申請書、利用計画書等の写しを静岡市へ提出
URL：https://logoform.jp/form/79j2/1058220
④ 静岡市から「三保飛行場利用承認書」を交付
⑤ 当日、三保飛行場で施設利用
⑥ 利用後、静岡市電子申請システムにて三保飛行場利用報告書を提出
URL: https://logoform.jp/form/79j2/1056199

フローチャート

<table>
<tr><th colspan="2">飛行利用</th><th>非飛行利用</th><th>対応期限</th></tr>
<tr><td colspan="3">静岡市電子申請システムにて仮予約</td><td>3週間前まで</td></tr>
<tr><td colspan="3">静岡市 BX 推進課と事前協議</td><td>2週間前まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">航空局への許認可申請</td><td></td><td rowspan="3">1週間前まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">許認可の写しを市に送付</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">静岡市電子申請システムにて本申請</td></tr>
<tr><td colspan="3">静岡市から「三保飛行場利用承認書」を交付</td><td>3営業日前まで</td></tr>
<tr><td colspan="3">当日、三保飛行場で施設利用</td><td>利用当日</td></tr>
<tr><td colspan="3">利用後、静岡市電子申請システムにて三保飛行場利用報告書を提出</td><td>利用後
1週間以内</td></tr>
</table>

7.利用料金について

当面は、今後の利用方法、必要整備等を見極める暫定活用期間として、利用料は無料とします。将来は、適切な維持管理を継続するために必要な負担として、利用を有料としていく予定です。

利用にあたっては、今後の有効な利用方法、施設の適切な充実に向けた参考とするため、利用状況報告書の作成とアンケートへの回答をお願いします。

8.利用の条件・制限事項

- 利用の目的変更・権利譲渡・転貸は禁止します。
- 特別な設備の設置は原則禁止します。
- 利用後は原状回復を行ったうえ、写真撮影をお願いします。
- 施設や設備を損傷・滅失した場合は損害賠償いただく場合があります。
- 公序良俗に反する、管理に支障がある等の場合は不承認・利用停止・取消の可能性があります。
- 消防法や食品衛生法などの各種法令への対応は、利用計画に応じ、利用者が責任をもって行ってください。

9.連絡先

静岡市経済局海洋政策部 BX 推進課 BX 推進係
〒424-0943　静岡市清水区港町2丁目10番1号　浪漫館14階
TEL：054-354-2656